

Discover 子どもの新たな一面を発見 帰ってからも親子が元気に

“親子で遊ぼう DAY”
市との協働で安定的に
理念を追求した事業を実現



NPO 法人育ちあいサポートブーケ 代表理事 藏原亜紀さん

「この『親子で遊ぼう DAY』を市との協働事業でやるようになって、団体が成長するいい機会になりました」
そう話すのは NPO 法人「育ちあいサポートブーケ」代表理事の藏原亜紀さん。
「きっかけは、子育て支援の仕事をしていたこともあって、川西児童館から同館の体育室や遊具をもっと活用できないかと相談を受けたことなんです。その時一緒に活動していた仲間が23年4月にブーケを立ち上げ、お手伝いを始めました」
当初は同館が主催で、サポートとして活動に参加していたそうです。
「意見を出し合い、試行錯誤しながら、3年間お手伝いをしてきました」
そんな中、同館では内容の充実を図るため、親子でのびのび自由に遊ぶ場を提供する「親子で遊ぼう DAY」を協働で行う団体を公募。企画や運営について、市民と一緒に考えようということになりました。
「すぐに手を挙げました。これまで自分たちが関わってきたものでしたから」

藏原さんは、協働相手に選ばれたことでいろいろな変化があったと言います。
「これまでのお手伝いという立場から、共催として同じ立場に変わったことで、いろいろ変わりましたね。回数が12回から24回に倍増、当初5人だったメンバーも倍近くに増えました。また、自分たちが主体なんだという気持ちになることで、安全管理に対する意識や責任感がより高まりました」
事業に対する愛着がいつそう増したと藏原さん。
「参加した親子が皆さん主体的に参加できるように考えています。一番気を付けてい

ることは、スタッフはもちろん参加者も含めて、全員で作る場にしていこうというところですね。きっちりプログラムを組んでしまわず、どの子ども自分のペースで参加できる、緩やかな場を提供したかったです」
今はこのスタンスを守ってやっていきたいと藏原さんは話します。
「さよならのときに、親子の晴れ晴れした顔を見ると、うれしくなるんですよ。今はここだけでしかやっていませんが、もっといろんな人に参加してもらえよう、活動の場を広げていきたいと思っています」



ナスの冷菜

暑い日にぴったり、そうめんの具にも

おとな子どもも
食と育つ 健康づくり室
☎ (758) 4721

レシピ提供：川西ピスタ生活学校

- 材料 (2人分)
ナス 2本
エビ (殻付き) 4尾
- ▶調味料
だし汁 (1カップ)、酒 (大さじ2)、砂糖 (大さじ2)、しょうゆ (大さじ1)、塩 (小さじ1/3)
熱量 (1人分)：153kcal、塩分：2.8g

- 作り方
①ナスはへたを取って縦2つに割り、1口サイズ (2~4個) に切る。切り目を3つくらい入れる (あくが強いときは水にさらす)。エビは殻の汚れを落としておく。
②170度の油で、水気を切ったナスに火を通す。ざるにとり、お湯をかけて油を抜く。キッチンペーパーで挟み込み水分を取る。
③広口の鍋に、だし汁、酒、砂糖、しょうゆ、塩、を煮立てる。
④煮立てた鍋にエビを入れて、色が変わったらすナスを入れる。あくど油が浮いてくるので軽く取る。
⑤火から下ろし、汁の中で煮びたしのように冷ます。

消費生活センターだより 消費生活センター
☎ (740) 1167

新聞の訪問販売、契約は慎重に

数年先から始まる長期契約に気を付けて！
高額な景品に惑わされないで

事例1 両親が老人ホームに入居することになった。新聞の解約を販売店に伝えたら「購読期間はあと8カ月残っている。解約は受けるが契約時に渡したビールと商品券などの景品代5万円を返せ」と言われた。両親は「いつでも解約できると言われた。景品代を払わないと解約できないと言われていたら契約しなかった」と言っている。(50代 女性)

事例2 「今月から5年間新聞を配達する」と販売店に言われた。「契約した覚えはない」と言うと、6年も前の日付の契約書のコピーを渡された。確かに私のサインだったので、勧誘員に「そんな先のことは分からない」と言いながら契約したことを思い出した。最近目の手術をしたので新聞のような小さな字が読めない。解約したい。(70代 女性)

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ (無条件解約) ができます。事例のように、契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方的に解約できないのが原則です。販売店との話し合いで解決するしかありません。契約時の勧誘方法に問題があっても販売店が認めない場合が多く、無条件解約は困難です。契約する時は購読できるか慎重に考え、必要なければ断りましょう。期間を定めない契約にしていれば、いつでも解約できます。また、新聞の景品は「新聞公正競争規約」で購読料6カ月分の8%が上限と定められています。高額な景品に惑わされないようにしましょう。事例1・2ともに交渉の結果、違約金の減額や購読期間を短くしてもらうことで解決できました。

人権啓発シリーズ 人権推進課
生きる ☎ (740) 1150

「法教育」を知っていますか？

自由、公平、平等など
法律の根底にある価値を教える

私たち弁護士は、法律相談などの業務を行う傍ら、興味のある分野の人権擁護活動を行っています。私は、子どもに関わる活動を行うため、大阪弁護士会「子どもの権利委員会」「法教育委員会」、日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」に所属しています。

皆さん、「子どもの権利」については、いじめ問題や児童虐待など、イメージが湧きやすいと思いますが、「法教育」はどのようなものか。子どもに法律知識を教える必要はあるのか？と疑問を持たれた人もいないでしょうか。

「法教育」とは、アメリカの法教育法 Law-Related Education (LRE) の訳語で、同法では「法律専門家でない人たちを対象に、法、法 (形成) 過程、法制度、これらを基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育」と定義されています。つまり、法律自体を教えるのではなく、法律の根底にある価値 (自由、公正、平等など) を体得し、物事を多面的に見る力を養い、子どもが自分の頭で考えた意見を他人に伝え、他人の意見を聞いて考えを深め、適切な合意形成や事実認定ができるようになることをめざすものです。この法教育の活動は、最初は高校生向けの出張授業や刑事模擬裁判指導から始まりましたが、近年は、小学校などの初等教育段階でも少しずつ進められています。次回以降、小学校や中学校、高等学校などにおける法教育の実際の取り組みを紹介します。

(弁護士・元川西市子どもの人権オンブズパーソン 勝井映子) 【人権標語入賞作品「いじめの芽 やさしいことばで つみとれる」中学校1年】

